

## 児童館の休館の基準

### 竹原市健康こども未来課

台風・大雨等により警報等が発令された場合又は地震が発生した場合の児童館の休館の取扱いは、次のとおりとする。

#### 1 台風・大雨等により警報又は警戒レベル3（高齢者等避難）以上の避難情報が発令された場合

##### (1) 開館前に発令された場合

###### ア 平日の場合

午前6時の気象庁による予報において、竹原市に警報（大雨、洪水、暴風、波浪、高潮のいずれか）又は警戒レベル3（高齢者等避難）以上の避難情報が発令されている場合は、終日、臨時休館とする。

###### イ 学校休業日の場合

午前8時の気象庁による予報において、竹原市に警報（大雨、洪水、暴風、波浪、高潮のいずれか）又は警戒レベル3（高齢者等避難）以上の避難情報が発令されている場合は、終日、臨時休館とする。

##### (2) 開館中に発令された場合

開館中に発令された場合は、開館を中止し、保護者へ連絡を取り児童の引き取りを依頼する。

#### 2 地震が発生した場合

##### (1) 開館前に地震が発生した場合

震度5弱以上の地震が発生した場合は、終日、臨時休館とする。

なお、人権センター3階に位置する児童館は、建物の破損が無い場合において、指定避難所として機能する。

##### (2) 開館中に地震が発生した場合

震度5弱以上の地震が発生した場合は、開館を中止し、避難指示又は保護者への児童の引き取り依頼を行う。

津波注意報又は津波警報が発令された場合は、建物に破損箇所が無いことを確認の上、速やかに館内への避難指示を行う。

なお、建物に破損箇所がある場合は、竹原小学校への避難指示を行う。

#### 3 その他

上記1、2によらない場合であっても、利用者の安全を第一に考え、必要に応じて開館の見合わせ等を行う場合もある。